

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を募集します。

令和5年5月19日

秋田市長 穂積 志

1 入札に付する事項

(1) 委託名

北サ第2号 秋田市市民サービスセンター等特定建築物
定期点検業務委託（北部地域）

(2) 仕様書

別紙仕様書のとおり

(3) 履行場所

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年8月31日（木）まで

(5) 入札参加要件

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく定期点検業務を履行するための有資格者が在籍し、本業務に配置することができること。

イ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。

ウ 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

カ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

キ 市税に滞納がないこと。

(6) 入札参加申込み

ア 受付期間 令和5年5月19日（金）から令和5年5月29日（月）
までの土曜日および日曜日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時まで。

- イ 受付場所 秋田市土崎港西五丁目3番1号
秋田市北部市民サービスセンター 事務室5番窓口
- ウ 提出方法 秋田市北部市民サービスセンターのホームページ（ページ番号：1038667）から様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ受付場所に提出すること。

(7) 入札

- ア 日 時 令和5年6月13日（火）午後3時00分
- イ 場 所 秋田市新屋扇町13番34号
秋田市西部市民サービスセンター 3階大会議室
- ウ 入札保証金 免除

- (8) 契約日 令和5年6月16日（金）予定

2 入札参加申し込みについて

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けてください。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 配置資格者確認書（様式2）

ウ 業務受注状況確認書（様式3）

提出期日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）。

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 法人市民税は直近の営業年度のもの、固定資産税は申請日が属する月において、納付期限が到来している期の分までの直近4期分の証明書。なお、課税されていない場合や固定資産を有していない場合はその証明書を提出すること（秋田市発行）。

オ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）（写し可）

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

カ 誓約書（様式4）

3 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (3) 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (4) 改札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。
- (5) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。
- (6) 代表者が、入札行為の権限を代理人に委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には、代理人の印を押印してください。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項但し書の規定により、調査実施し、落札者を決定する場合があります。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知を送付します。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合があります。その者には非指名通知により、その旨を連絡します。
- (3) 指名通知又は非指名通知については、令和5年6月7日（水）までにFAXで送付します。

5 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書は、返却しません。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市北部市民サービスセンター 総務担当

電話 018-845-2261